

令和3年4月28日

保護者・生徒の皆様へ

県立阪神昆陽高等学校
校長 沖 良 宣

緊急事態措置期間における部活動の制限強化等について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日県教育委員会から4月29日から5月11日までの期間の部活動等について制限を強化する旨の通知がありました。

つきましては、本通知に従い、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、学校の教育活動を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 部活動【4月29日～5月11日】

- (1) 原則休止とする。
- (2) 高体連、高文連主催の公式大会への参加は可とする。
- (3) 公式大会に向けての練習は、大会初日の3週間前から可とする。ただし、次の点に留意する。
 - ・感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底する。
 - ・活動場所は、自校のみの活動とする。
 - ・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする。
 - ・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で紅白戦ができない等の事情がある場合のみ、他校との合同練習を可とする。
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

2 感染時における対応

学級に複数の感染者が発生した場合は学級単位で、この状況が複数の学級で生じた場合は学校単位での臨時休業の措置を検討する。

3 登校について（再確認）

生徒自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は、登校せずに学校に連絡し（072-773-5145）自宅で過ごしてください。「欠席」にはせず「出席停止」とします。

4 その他

- (1) 不要不急の外出を自粛するようお願いします。
- (2) 緊急事態宣言を踏まえご家庭でもお子様にご指導をお願いします。
- (3) 今回の対応は5月11日までとじていますが、感染状況に応じて内容や期間が変更する場合がありますので、ご承知おきください。